

隠岐の島町教育大綱

隠 岐 の 島 町
平成 2 8 年 3 月

1 はじめに

本町は「まるい輪の中、心行き交う、やすらぎのまち」を町づくりの目標に掲げています。特に先人達から受け継いだ隠岐の自然環境や歴史・伝統文化のすばらしさに感謝し、町民憲章精神である『隠岐びとのこころ』を持った人材育成に取り組んでいます。

「隠岐びとのこころ」とは、隠岐を誇りに思うこころ、大切に思うこころ、人を思いやるこころ、島に住んで幸せを感じるこころ、つまり“隠岐を愛するこころ”です。めまぐるしく変化する時代に対応しながら、今を生きるため、将来のため、この島を後世に引き継ぐためにも、一人ひとりが「隠岐びとのこころ」を育み「まちづくり」に取り組むことが必要です。

今日、情報化社会の進展、産業構造・雇用形態の変化、価値観の多様化、グローバル化の進展、一方では人口減少・少子高齢化が進むなど社会が大きく変化しています。また、地域コミュニティの喪失、核家族化等、社会情勢の変化による人間関係の希薄化に伴い、学校や家庭、地域の連携を深め、更なる教育力の向上を図ることが求められています。

これらの社会的・地域的課題の解決を図るために、教育の軸である「人づくり」の機能を十分に活かす必要があります。

学校では「知・徳・体」のバランスのとれた子どもを育成し、家庭では基本的な生活習慣、他人への思いやりや善悪の判断等の倫理観を身に付けさせる必要があります。また地域においては子どもたちの見守りや子育て支援、ふるさと教育などの取り組みが求められています。このように学校・家庭・地域が互いに連携を図りながら、地域を担い、地域を支える人材を育成しなければなりません。

今、町民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生をおくるために、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習できるよう、生涯学習の基盤を整備することが求められています。更に、学習の成果が適切に評価されるしくみを築き、学習者の自己実現のみならず、地域社会の活性化につなげていかなければなりません。特に、高齢化が急速に進展している本町にあって、豊かな知識と経験を持つ高齢者の社会参画を促すと共に、若い世代との交流を進めることが大切です。

また、本町は、離島独自の自然と風土により醸成された数多くの文化財等を有する町です。これらを適切に保護すると共に、教育・学術資源として文化の振興や交流人口の拡大に活かしていかなければなりません。

そこで、今後の町の学校教育、社会教育、文化の振興に関する総合的な施策の体系を示すため、「隠岐の島町教育大綱」を定めます。

2 教育大綱の策定にあたって

(1) 教育大綱策定の背景

本町は、平成16年10月に西郷町、布施村、五箇村、都万村が合併して隠岐の島町となりました。合併時に策定した新町建設計画に基づき、町の最上位計画として平成20年度から平成31年度までの総合振興計画「隠岐びとのこころをもって」を策定しました。

この度、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、同法第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針「国の第2期教育振興基本計画」を参酌した上で、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この大綱は、教育行政に関する町民の意向をより一層反映させるため、同法第1条の4第1項に定める町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整した上で策定するものです。

(2) 教育大綱の位置付け

この大綱は、本町の教育行政を推進するための基本指針となるものです。隠岐の島町総合振興計画に定める基本目標の達成に向け、教育分野の基本目標、重点的に取り組むべき基本方針を示すものです。

(3) 教育大綱の対象期間

本大綱は、総合振興計画の対象期間に合せ、平成28年度から平成31年度までの4年間を対象期間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、総合教育会議において協議、調整を行い、状況に応じて適宜見直しを行います。

(4) 教育大綱に基づく教育行政の推進

町は、本大綱に掲げる基本目標、基本方針に基づいて、それぞれを具現化するために既存の基本計画の見直しや新たな基本計画の策定を行い、それぞれの計画に基づいて必

要となる年度別の施策及び事業計画を策定します。

また、その実施に当っては、隠岐の島町の現状と課題を詳細に把握した上で、より効率的に、より効果的に教育行政を推進します。

3 基本目標

島を愛する隠岐びとを育てる

4 基本方針

- (1) 「隠岐びとを育む学校・家庭・地域の連携」
- (2) 「隠岐びとが学び集う学習環境の創出」
- (3) 「かけがえのない歴史と文化を未来へつなぐ」

5 基本施策

- (1) 「隠岐びとを育む学校・家庭・地域の連携」

- ① 確かな学力を育む教育の推進

子どもたち一人ひとりが、次の世代を担う人材として成長することができるよう学校・家庭・地域が連携して学力向上と情操教育の充実を推進します。特にすべての教育の出発点となる家庭教育について、社会全体で支援する体制づくりを進めます。

- ② 豊かな心と健やかな心身を育む教育の推進

集団生活を通して規範意識や倫理観、人権意識を育成するとともに、体を鍛えるだけでなく食育にも取り組み、心身ともに健全な子どもを育てます。

- ③ ふるさとへの愛着と誇りを育む教育の推進

豊かな自然の中での体験や地域の教育資源、ジオパーク学習等のふるさと教育を拡充して、学校・家庭・地域が一体となりふるさとに愛着と誇りを育むふるさと教育を推進します。

④すべての子どもたちの成長と学びを支える教育の推進

幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を推進します。

⑤教育環境の整備の推進

校舎や施設、教材教具を計画的に整備し、子どもたちの安全・安心な学校生活づくりを推進します。

⑥県立学校との連携推進

県立学校まで連携した隠岐びとの育成を進めるとともに、高校の魅力増進と活力ある学校づくりを支援し、地域の将来を担う人材の育成を推進します。

(2) 「隠岐びとが学び集う学習環境の創出」

①住民が生きがいを見出すための生涯学習の推進

生活の潤いと生きがいづくりに必要な生涯学習を支援するため、町民と行政が協働で取り組む生涯学習推進組織を構築するとともに、各行政部局と関連施設、各種団体等が連携できるようにネットワーク化を推進します。

②地域力を高める人材育成の推進

地域が抱える様々な課題に対応できる人材や団体の育成を図り、学びの成果が地域づくりに活かされるしくみづくりを推進します。

③住民が自主的に学習できる環境の創出

住民がいつでも気軽に学習できるように、その中核施設となる公民館や図書館等の機能の充実を図ると共に、各種生涯学習施設の整備を推進します。

④みんなが笑顔で暮らせる生涯スポーツの推進

誰もが、いつでも、それぞれのライフステージの中でスポーツを楽しめる環境を創出することにより、住民の健康増進とスポーツコミュニティを介した交流の場づくりを推進します。

(3) 「かけがえのない歴史と文化を未来へつなぐ」

①文化財の調査・研究と保護の推進

ユネスコ世界ジオパークに認定されたかけがえのない自然環境や歴史遺産等の地域資源を保存・継承していくための調査・研究及び住民への啓発を推進します。

②文化財活用の推進

文化財等を未来を担う子どもたちの学習対象として、また研究者や学生の学術調査対象として、教育の振興や交流人口の拡大に活かすため、自主的な調査研究や戦略的な情報発信を推進します。

③文化・芸術活動振興の推進

隠岐独自の歴史と風土によって育まれてきた文化・民俗芸能を守っていくとともに、芸術や地域の文化に触れる機会の充実を図り、豊かな情操と創造力あふれる人材の育成を推進します。